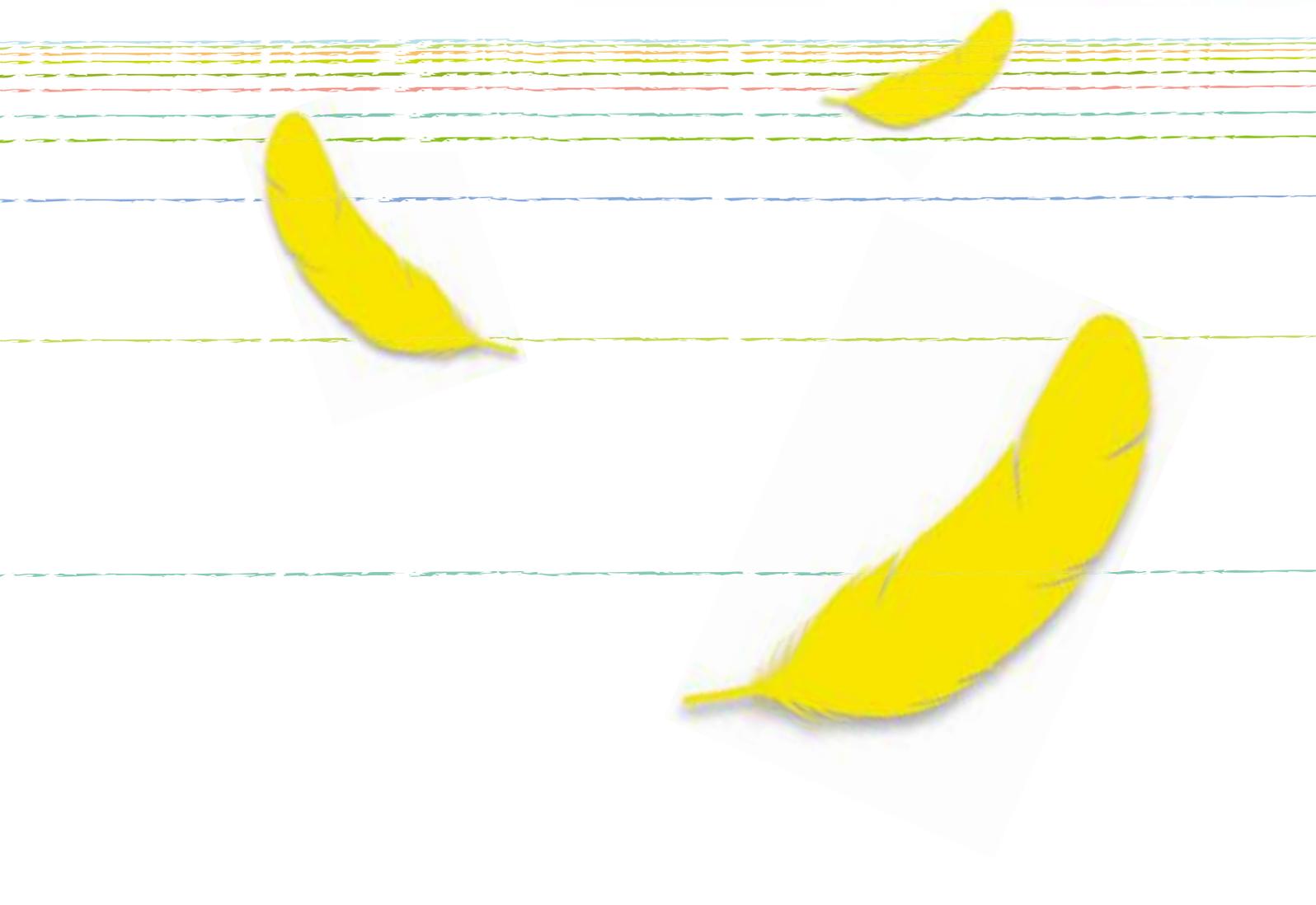


更生保護

～地域社会とともに歩む～



更生保護制度の概観

更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

更生保護の源流

我が国の近代的な更生保護の源流は、1888(明治21)年に設立された「静岡県出獄人保護会社」に求めることができます。これは、生涯を通じ公益に尽くした実業家として知られる金原明善きんばらめいぜんと、静岡監獄の副典獄(副所長)であった川村矯一郎らにより設立されたものです。ここでは、釈放者の宿泊保護や就職あっせんを行うとともに、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して釈放者の保護に当たらせるなどしたとされ、これが更生保護施設と保護司制度の先駆けになったといわれています。その後、政府による積極的な奨励もあり、民間による同様の釈放者保護団体が全国各地に設けられました。

このように、我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ発展してきた経緯があり、この制度を興した民間篤志家の熱意は、いまも保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。



金原 明善
(天保3年(1832)～大正12年(1923))

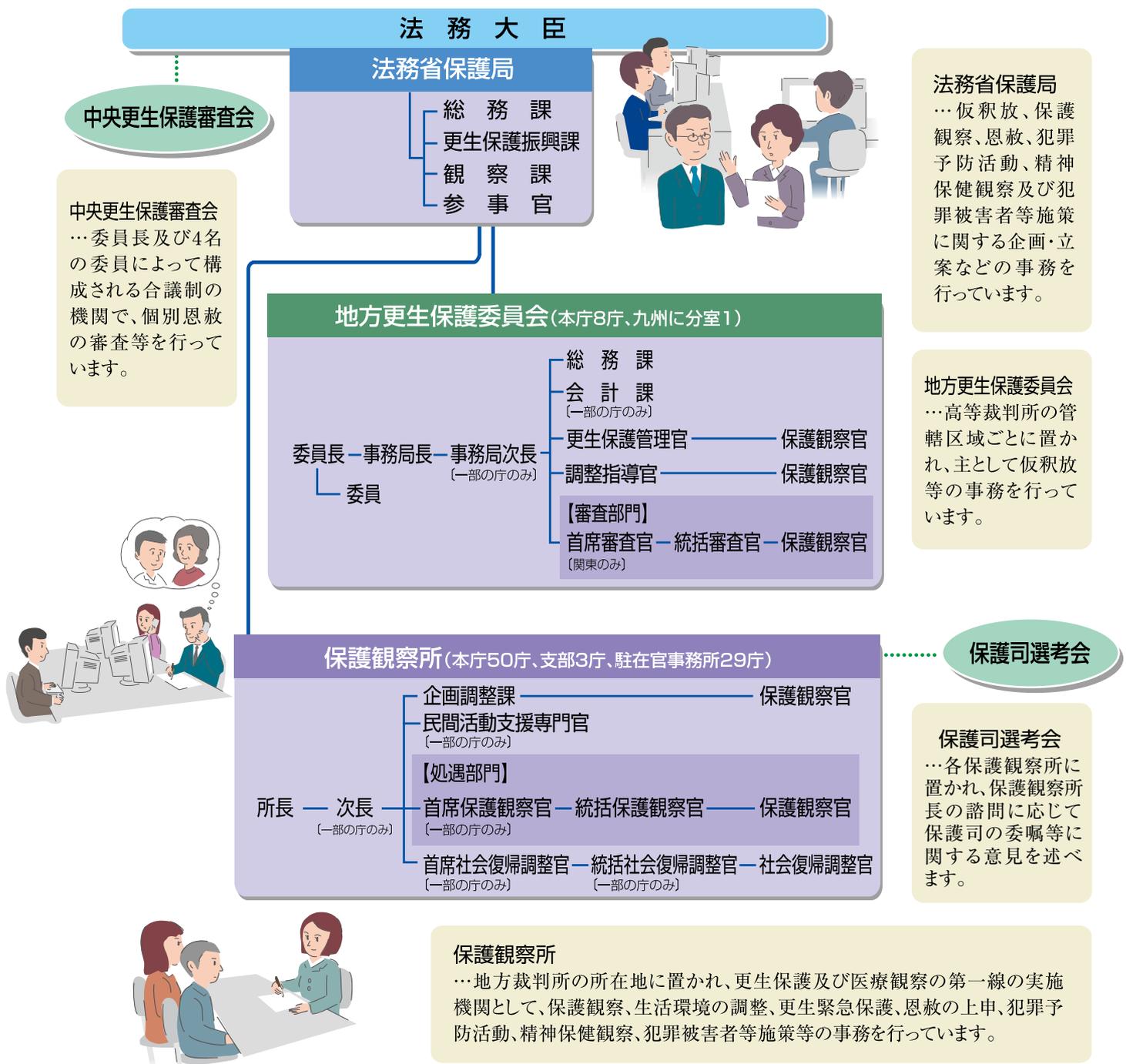
再犯防止～「世界一安全な国、日本」を目指して～

犯罪をして検挙された人に占める再犯者の割合は近年上昇を続けており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。

これまでも、政府全体の取組として再犯防止施策を推進してきましたが、平成28年12月、再犯防止施策に関し、基本理念や国及び地方公共団体の責務、基本的施策等を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が制定、施行され、平成29年12月には、この法律に基づき、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的に取り組んでいく施策等を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

再犯防止推進計画には、国による刑事司法分野の取組だけではなく、保健医療・福祉サービスの利用促進や修学支援の実施など、地方公共団体を含む我が国全体で取り組むべき課題が盛り込まれており、再犯防止に向けた取組がより一層広がりを見せる中で、更生保護が果たすべき役割に対する期待は、ますます高まっています。

更生保護を担う機関



保護観察官

…心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員です。犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力をいかしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

社会復帰調整官

…精神保健福祉士等の資格を有し、精神保健や精神障害者福祉に関する専門的知識に基づき、医療観察制度の対象となる精神障害者に対する精神保健観察、生活環境の調整等の処遇に従事する国家公務員です。同制度の対象となる人に必要となる継続的な医療と援助を確保し、その社会復帰を促進するため、地域社会において関係機関相互間の連携を確保するコーディネーターとして重要な役割を担っています。

更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。

●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

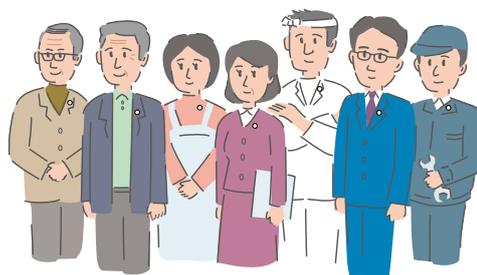
●任期

保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。

●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康



保護司の安定的確保

近年、地域の人間関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっています。

このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」を各地で実施したり、保護司等の活動拠点である「更生保護サポートセンター」を設置しています。

さらに、保護司会では、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への理解や関心を深めてもらうため「保護司活動インターンシップ」を実施しています。



更生保護サポートセンターで活動する保護司

更生保護サポートセンター

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約14万8,000人の会員が活動しています。



BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)



「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っており、全国で約5,000人の会員が活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約2万4,000の事業主が協力しています。



更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

更生保護施設の中には、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」や、飲酒・薬物乱用の問題を改善するための処遇などを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、円滑に福祉等へ移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。



ある更生保護施設の外観



SSTセッションの様子



居室の例

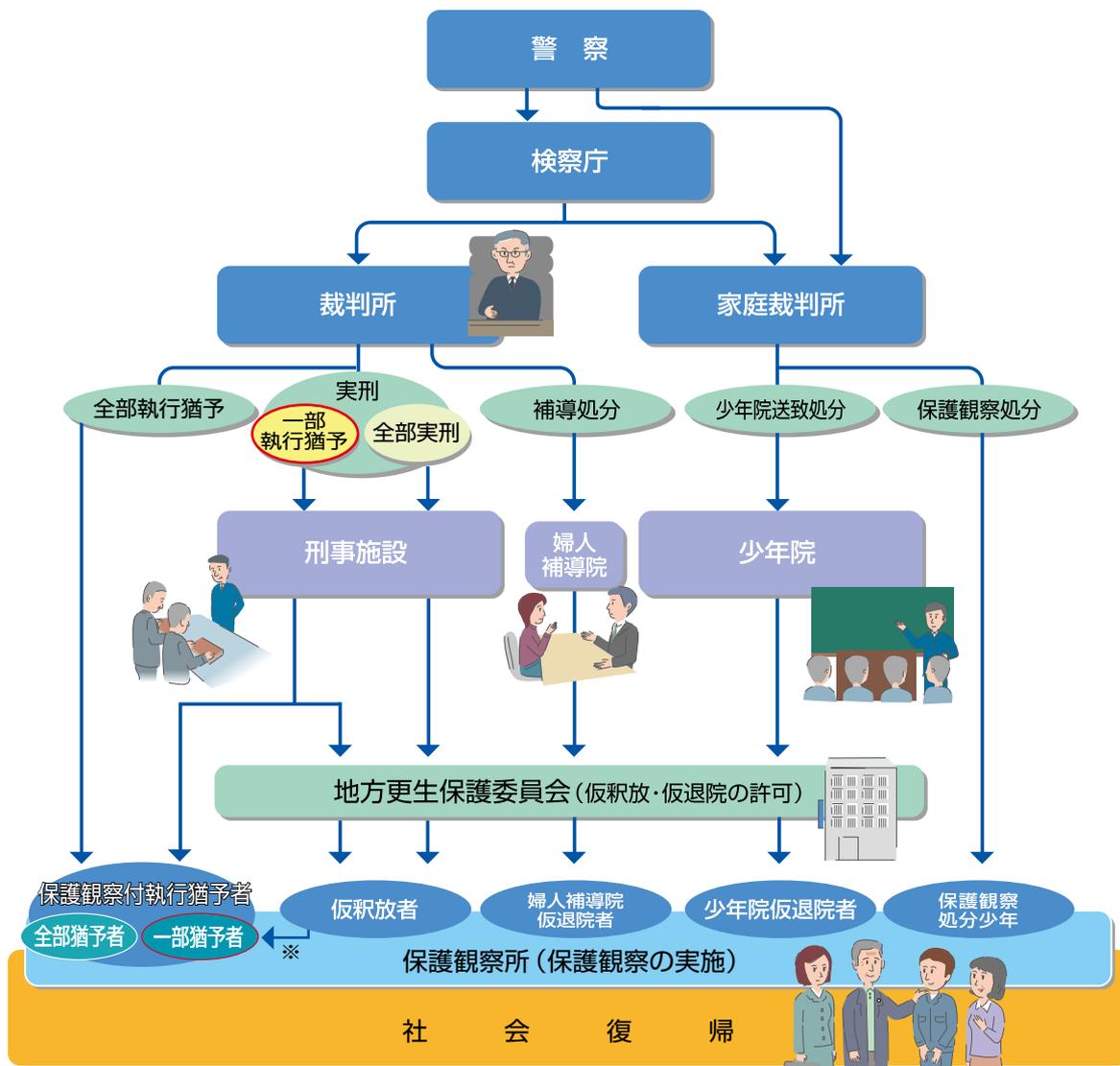
自立準備ホーム

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。

刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

刑の一部の執行猶予制度

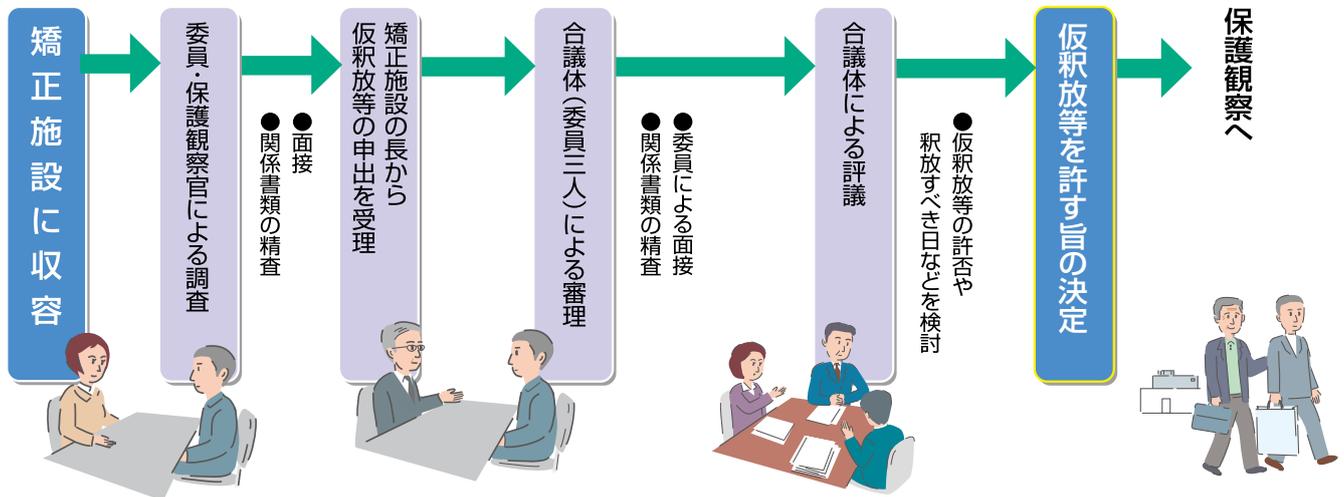
刑の一部の執行猶予制度は、「刑法」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」に基づくもので、平成28年6月から施行されています。この制度は、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す際に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間について1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することを可能とするもので、刑事施設内での処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的とした制度です。

この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの人については裁量的に、薬物使用等の罪を犯した者で受刑歴がある人については必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなります。

仮釈放・少年院からの仮退院等

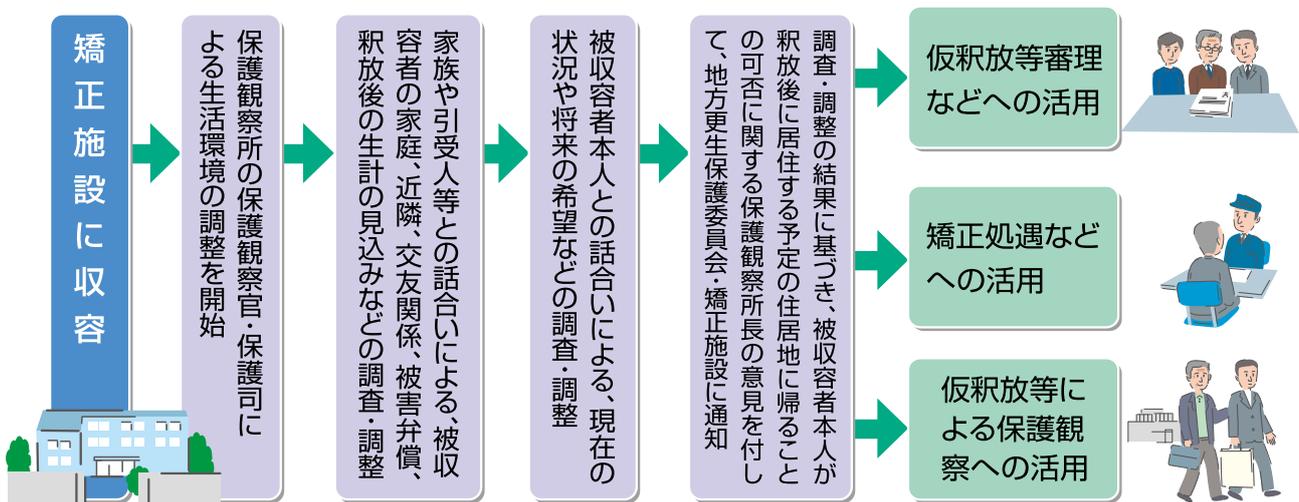
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われています。

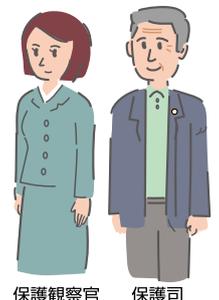
保護観察

保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人とその対象となります。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

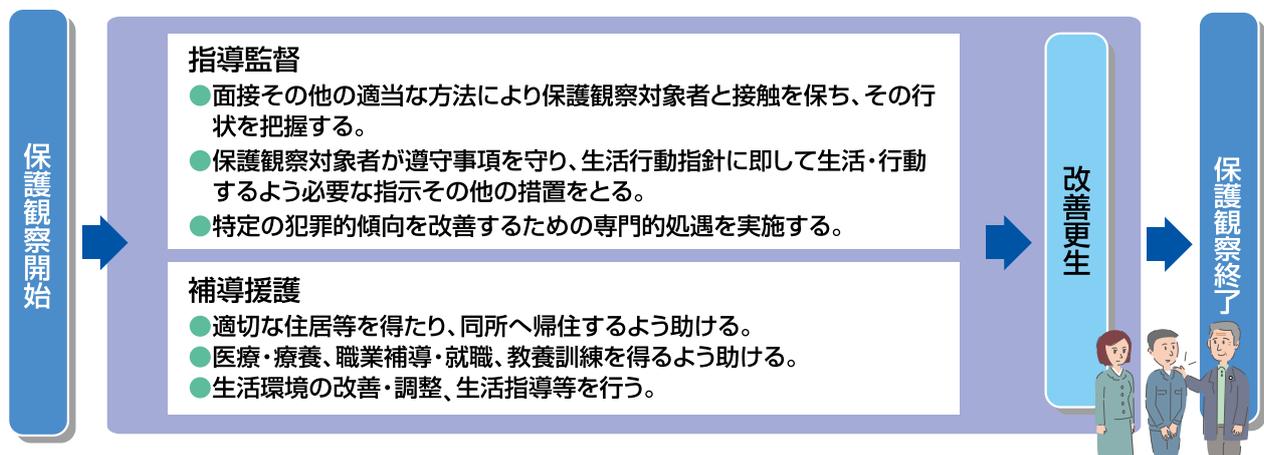
保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。



保護観察官 保護司

保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



社会貢献活動

社会貢献活動とは、保護観察対象者が地域社会に役立つ活動を行い、人の役に立てたという自己有用感や社会のルールを守る意識を育むことで、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。



自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、一部の保護観察所に附設された国が運営する宿泊施設で、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を入所させ、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行っています。

現在、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設として、福島市及び北九州市に「自立更生促進センター」が、主として農業等の職業訓練を行う施設として、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に「就業支援センター」が、それぞれ設置・運営されています。



福島自立更生促進センター
(福島市)



沼田町就業支援センター
(北海道沼田町)

応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
救急の応急等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給貸与 ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

就労支援に関する取組

刑務所出所者等の再犯を防止するため、その就労を確保することはとても重要です。就労支援に関する取組として、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携し、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しており、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、トライアル雇用(注1)や身元保証制度(注2)などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。また、平成27年度からは、協力雇用主のもとでの就労・職場定着等を促進するため、刑務所出所者等を雇用しその指導等を行う協力雇用主に対して就労奨励金を支給する取組を始めています。

注1：試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常用雇用への移行促進を図る制度。トライアル雇用を実施した事業主には試行雇用助成金が支給されます。

注2：身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う民間団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度。

地方公共団体による就労支援の取組

地方公共団体による就労支援の取組として、保護観察対象者を非常勤職員として雇用したり、公共工事等の競争入札において協力雇用主を優遇する制度を導入する例が増えています。同様の取組は、法務省においても、平成25年から保護観察対象者の雇用を開始しているほか、平成27年度からは、法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して総合評価落札方式における加点を行っています。

経済界による就労支援の取組

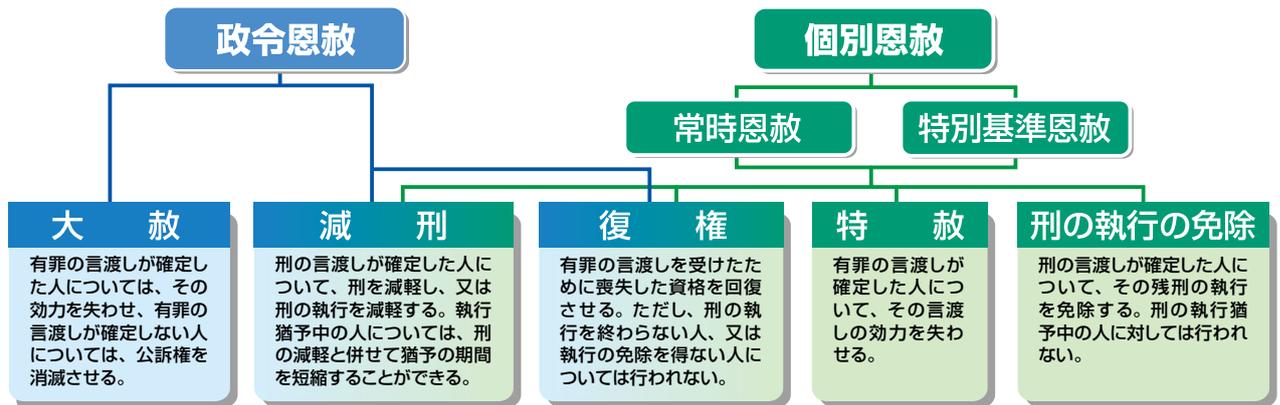
経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、平成21年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立されました。また、地方単位の就労支援事業者機構(都道府県就労支援事業者機構)が全国50か所(各都府県に1か所ずつ、北海道は4か所)に設立され、刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業などの就労支援事業を実施しています。

恩 赦

恩赦とは、行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更若しくは消滅させることで、政令によって一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦に大別されます。

更生保護において重要なのは、犯罪をした人たちの改善更生の程度や被害者の感情などをみて、刑事政策的に残刑の執行を免除したり、資格を回復したりする個別恩赦です。個別恩赦は、中央更生保護審査会が、主に保護観察所の長の上申を受けて審査します。恩赦相当とされた場合、同審査会が法務大臣に申出を行い、内閣が決定、天皇がこれを認証することになります。

恩赦の種類

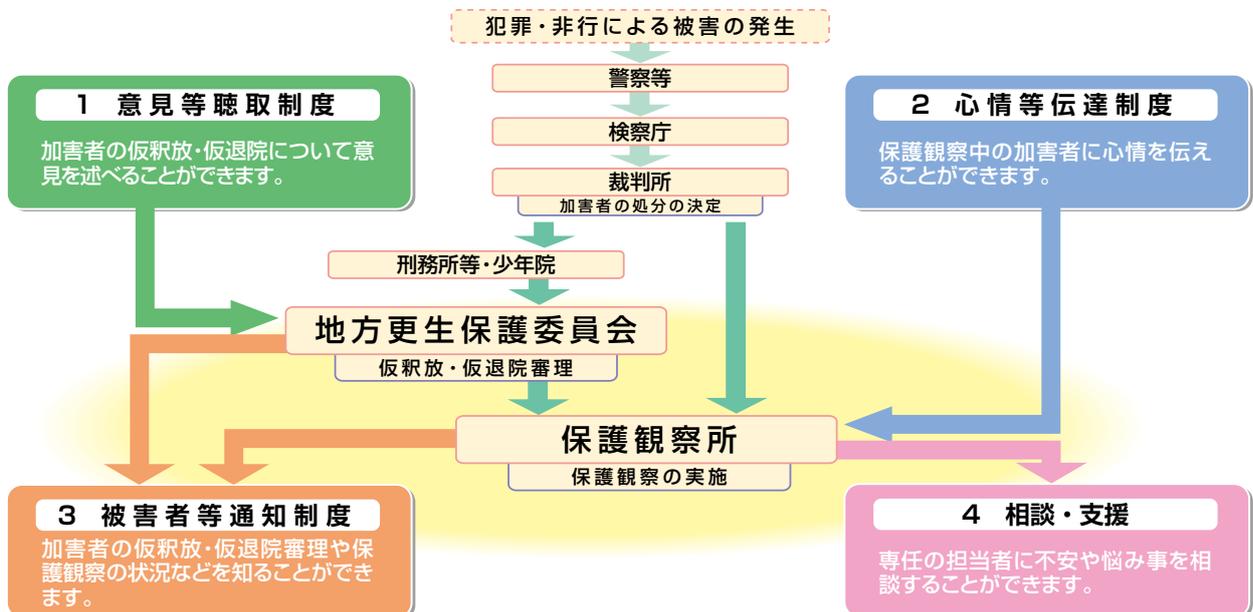


更生保護における犯罪被害者等施策

更生保護の分野においては、犯罪被害者等の方々のために4つの施策を実施しています。

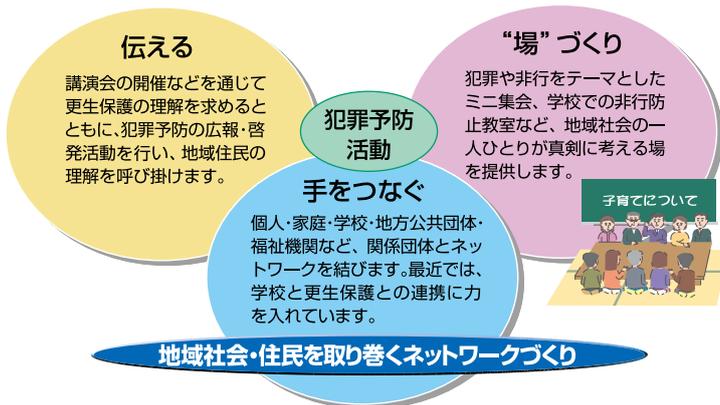
これらの施策を実施するため、全国の保護観察所には専任の担当者として「被害者担当官」(保護観察官)及び「被害者担当保護司」を配置しています。これらの職員は、その任期中、加害者の保護観察などを行わないこととしています。

更生保護における犯罪被害者等の方々のための施策



犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動で、法務省主唱の下、毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われています。



街頭広報活動の様子

立ち直り応援基金

令和2年8月、更生保護法人日本更生保護協会において「立ち直り応援基金」が創設されました。犯罪や非行からの立ち直りに賛同してくださる個人、企業、団体等からインターネット等を通じて広く寄附を募り、立ち直りを支える全国各地の草の根の活動に助成するものです。新たな被害者も加害者も生まない、安全・安心な地域社会を我が国全体で支え合う基盤づくりを目指しています。概要については、下記QRコードから御覧ください。

立ち直れる、その思いを応援。
立ち直り応援基金



医療観察制度

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰の促進を目的として、平成17年7月から施行されました。

保護観察所は、精神医療や精神保健福祉の関係機関と共に、このような精神障害者の症状の改善及び同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進しています。

医療観察制度における保護観察所の主な役割



● 更生保護官署一覧 ●

北海道	地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9907
札幌	保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館	保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川	保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目	0166-51-9376
釧路	保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
東北	地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-3536
青森	保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡	保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台	保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田	保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形	保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島	保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
関東	地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0181
水戸	保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1	029-221-3942
宇都宮	保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋	保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま	保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉	保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10	043-204-7795
東京	保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
横浜	保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-201-3006
新潟	保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府	保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野	保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡	保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
中部	地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2944
富山	保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢	保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井	保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜	保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋	保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津	保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
近畿	地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6260
大津	保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都	保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪	保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
神戸	保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4005
奈良	保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山	保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3	073-436-2501
中国	地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4497
鳥取	保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江	保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山	保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島	保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口	保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16	083-922-1327
四国	地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5090
徳島	保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松	保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山	保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知	保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
九州	地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3	092-761-7781
福岡	保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3	092-761-6736
佐賀	保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20	0952-24-4291
長崎	保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本	保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分	保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎	保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島	保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-21	099-226-1556
那覇	保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2946

更生ペンギンの黄色い羽根は、
犯罪のない幸福で
明るい社会を願う
シンボルマークです。



更生ペンギンのサラちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)

編集 ● 法務省保護局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111(内線:2603)

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

このパンフレットは、2020年11月現在の情報に基づいて作成されたものです。



【法務省HP】



【保護局twitter】



【保護局Instagram】



更生ペンギンのホゴちゃん
(更生保護のマスコットキャラクター)